（公募による自動販売機設置敷の貸付け・土地用）

収入
印紙

県　有　土　地　賃　貸　借　契　約　書

鹿児島県（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）との間に，次のとおり借地契約を締結する。

（賃借）

第１条　甲は，その所有する第３条に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を次条以下の約定で乙に賃貸することを約し，乙は，これを借り受けることを承諾した。

（信義誠実の義務）

第２条　甲乙両者は，信義を重んじ，誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第３条　貸付物件は，次のとおりとする。

所　在　地	区 分	数　量　（㎡）				摘　要
		実　測		公　簿		
○○○	土地	00	00	00	00	内訳は別紙のとおり

（指定用途）

第４条　乙は，貸付物件を行政財産貸付申請書に記載し，又は添付した事業計画及び利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）に定める自動販売機設置敷（使用済容器の回収ボックスの設置を含む。）の用途に自ら使用し，甲の承認を得ないで変更してはならない。

（指定期日）

第５条　乙は，貸付物件について平成○年４月１日に一切の工事を完了し，直ちに前条に定める用途に供さなければならない。

（貸付期間）

第６条　貸付期間は，平成○年４月１日から平成○年３月31日までの○年間とする。

２　本契約は，貸付期間の満了により終了し，更新はしない。

（貸付料）

第７条　貸付料は，年額金○円とする。

（貸付料の納付）

第８条　前条に定める貸付料は，次に定めるところにより，甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年　次	回　数	納　入　金　額	納　入　期　限	備　考
平成○年度	第１回	○円	平成○年○月○日	
平成○年度	第１回	○円	平成○年○月○日	
平成○年度	第１回	○円	平成○年○月○日	
計		○円	－	

（光熱水費）　※子メーターを設置させる場合

第９条　乙は，第７条に定める貸付料のほか，当該施設の使用に係る光熱水費の実費相当額を負担するものとし，その額は，子メーターの使用量に基づき，親メーターにより県が支払う光熱水費の総額を按分して算定した額とする。

（光熱水費）　※子メーターを設置させない場合

第９条　乙は，第７条に定める貸付料のほか，当該施設の使用に係る光熱水費の実費相当額を負担するものとし，その額は，設置する自動販売機の年間推定消費電力に基づき，親メーターにより県が貸付年度の前年度１年間に支払った光熱水費の総額を按分して算定した額とする。

２　乙は，甲の発行する納入通知書により，納入期限までに，前項の光熱水費を納付しなければならない。

（遅延利息）

第10条　乙は，その責めに帰すべき事由により第８条に定める納入期限までに貸付料を納付しない場合，又は第９条の規定により甲が発行する納入通知書に定める納入期限までに光熱水費を納付しない場合には，当該納入期限の翌日から納付した日までの期間につき年○○パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第11条　甲は，乙が貸付料，光熱水費及び遅延利息を納付すべき場合において，現実に納付された金額が貸付料，光熱水費及び遅延利息の合計額に満たない場合には，まず遅延利息から充当する。

（物件の引渡し）

第12条　甲は，第６条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。

（貸付料の減免）

第13条　甲は，貸付物件が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失し，又はき損した場合には，滅失し，又はき損した部分に係る貸付料として甲が認める金額を減免する。

（使用上の制限）

第14条　乙は，貸付物件について第４条に規定する事業計画又は利用計画を変更しようとするときは，あらかじめ変更を必要とする理由及び変更後の事業計画等を詳細に記載した書面をもって甲に申し出て，その承認を受けなければならない。

２　前項に基づく甲の承認は，書面によるものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第15条　乙は，甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し，又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

２　乙は，甲の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

（貸付物件の維持保全等）

第16条　乙は，善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持管理に努めなければならない。

２　貸付物件の修繕に要する費用は，甲の負担とする。ただし，小規模の修繕及び乙の責めに帰すべき事由に係る修繕に要する費用は，乙の負担とする。

３　乙は，貸付物件の修繕を自らしようとする場合は，あらかじめ甲の承認を受け，その指示に従わなければならない。

４　乙は，第１項又は第２項ただし書の規定により負担した費用の償還を甲に対し，請求することができない。

５　乙は，貸付物件が天災その他の事由によって損壊し，第三者に損害を与えた場合には，その賠償の責めを負うものとし，甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には，甲は，乙に求償することができる。

（実地調査等）

第17条　甲は，次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは，乙に対し，随時その業務又は資産の状況に関して質問し，帳簿，書類，貸付物件その他の物件を調査（実地調査を含む。）し，又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

⑴　第８条及び第９条に定める貸付料又は光熱水費の納付がないとき。

⑵　第14条第１項に基づく事業計画等の変更に関する承認の申し出があったとき。

⑶　前２条に定める義務に違反したとき。

⑷　その他甲が必要と認めるとき。

２　乙は，正当な理由なく前項の調査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第18条　乙は，第６条に定める期間中に，次の各号に定める事由が生じたときは，それぞれ当該各号に定める金額を違約金として，甲に支払わなければならない。

⑴　第５条，第14条第１項又は前条第２項に定める義務に違反した場合　金（貸付料年額）円

⑵　第４条又は第15条に定める義務に違反した場合　金（貸付料年額の３倍）円

２　前項に定める違約金は，違約罰であって，第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第19条　甲は，乙が本契約に定める義務に違反した場合には，本契約を解除することができる。

２　甲は，貸付物件を国，県その他公共団体において公用又は公共用に供するためその他必要が生じたときは，本契約を解除することができる。

３　甲は，乙（乙が共同企業体であるときは，その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは，本契約を解除することができる。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この項において「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）であると認められるとき。

⑵　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員，支配人，営業所等（営業所，事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この項において「法人役員等」という。），法人格を有しない団体にあっては代表者，理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者，営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この項において同じ。）が，鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

⑶　暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑷　役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

⑸　役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。

⑹　役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑺　役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

４　乙は，第６条に定める貸付期間にかかわらず，いつでも，本契約を解除することができる。

（乙の原状回復義務）

第20条　乙は，貸付期間が満了し，又は契約が解除されたときは，貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（貸付料の精算）

第21条　甲は，本契約が解除された場合には，未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし，その額が100円未満の場合には，この限りでない。

（損害賠償）

第22条　甲は，乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは，その損害の賠償を請求することができる。

（有益費等の請求権の放棄）

第23条　乙は，第６条に規定する貸付期間が満了した場合又は第19条の規定により本契約を解除された場合において，貸付物件を甲に返還するときは，乙が当該物件に支出した必要費，有益費その他一切の費用については，甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（契約の費用）

第24条　本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は，すべて乙の負担とする。

（その他注意事項）

第25条　乙は，貸付物件を第４条に規定する用途に使用するに当たり，次の事項について注意するものとする。

⑴　酒類の販売は行わないこと。

⑵　標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。

⑶　販売品の搬入，廃棄物の搬出時間及び経路については，甲の指示に従うこと。

⑷　使用済容器の回収ボックスは，販売する飲料の容器（缶，ビン，ペットボトル等）の種類に応じたものを設置し，乙の責任で適切に回収，リサイクルすること。

⑸　商品の賞味期限等に注意するとともに，在庫・補充管理を適切に行うこと。

⑹　衛生管理及び感染症対策については，関係法令等の遵守，徹底を図るとともに，関係機関等への届出，検査等が必要な場合は，遅滞なく手続等を行うこと。

⑺　自動販売機の故障，問い合わせ及び苦情については，乙の責任において対応するとともに，自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

（疑義の決定）

第26条　本契約に規定された事項について疑義を生じ，又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは，鹿児島県の関係条例及び規則等によるほか甲乙両者協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第27条　本契約に関する訴えの管轄は，鹿児島県庁の所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

上記の契約締結を証するため，本契約書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成〇年〇月〇日

貸付人（甲）　住　　所
鹿児島県
契約担当者
鹿児島県立〇〇〇高等学校校長
校　長　〇〇　〇〇　印

借受人（乙）　住　　所
氏　　名　　印

私は，本契約に伴う乙の債務を乙と連帯して履行します。

連帯保証人　住　　所
氏　　名　　印

別　紙

貸付財産及び附属施設等の内訳

区 分	種　類	地　目	数量（㎡）	自動販売機設置台数
土 地				

（注）１　借受人が建物その他の工作物等を建設（敷設）する場合は，利用計画にその構造（木造，鉄骨造又は鉄筋コンクリート造等の別）を明示させること。

２　貸付物件から除外するものは，貸付物件の表示欄に，これを具体的に明示すること。

３　「種類」欄には，財産台帳に基づき「公用財産」又は「公共用財産」の別を記入すること。

４　「地目」欄には，財産台帳に基づき「宅地」又は「学校用地」等の別を記入すること。